基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十八日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主または、登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十四年三月十二日

神奈川県横浜市栄区笠間二丁目五番一号

芝浦エレテック株式会社

代表取締役　仲井　章

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十八日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主または、登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十四年三月十二日

神奈川県横浜市栄区笠間二丁目五番一号

芝浦エンジニアリング株式会社

代表取締役　道嶋　仁

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年三月十二日

兵庫県神戸市兵庫区会下山町二丁目四番四号

株式会社ハット・トリック

代表取締役　明石　雅之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十二日

岩手県花巻市東一二丁目第一九地割一〇番地四

株式会社アイオー精密

代表取締役　鬼柳　一宇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十二日

石川県金沢市御供田町イ五二番地

大同漁網株式会社

代表取締役　西江　強

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十二日

三重県名張市桔梗が丘一番町一街区五番地の一

名張近鉄ガス株式会社

代表取締役社長　村井　宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月十二日

大分県大分市西鶴崎一丁目七番一七号

株式会社亀の井ホテル

代表取締役　穴見　保雄

限定承認公告

本籍東京都葛飾区東立石四丁目一五五番地、最後の住所東京都葛飾区金町三丁目五二番一六号エスペランサ二三　三〇七号

被相続人　亡　栗田　昭

右被相続人は推定平成二十三年三月一日ころから同年三月十日ころまでの間に死亡し、その相続人は平成二十四年三月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

東京都中央区日本橋横山町三番八号ＵＭビル五階

相続財産管理人　樫惠紀子

代理人弁護士　山田　裕明

限定承認公告

本籍京都府城陽市寺田今堀五二番地一〇、最後の住所京都府京都市伏見区新中町七一五番地ペルル伏見桃山七〇五号

被相続人　亡　井下美樹雄

右被相続人は平成二十三年九月十日死亡し、その相続人は平成二十四年三月五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

福井県福井市松本四丁目一七番五号

相続財産管理人　井下恵美子

限定承認公告

本籍広島県竹原市忠海東町三丁目一二三二番地、最後の住所広島県竹原市忠海東町三丁目七番二〇号　被相続人　亡　小林　政和

右被相続人は平成二十三年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十九日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

広島県竹原市塩町二丁目二番三八号

相続財産管理人　小林　健司

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年四月十二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年三月十二日

東京都港区赤坂一丁目七番一号

タッチストーン・キャピタル・リアルティ株式会社　代表取締役　渋谷　清志

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四六	上	終りから一	一一第二十六条及び	第二十六条、
〃	〃	〃	〃	百三十四
〃	〃	〃	七一三四	百三十七
〃	〃	〃	六一三七	(1)又は
〃	下	〃	一三(1)並びに	(1)若しくは
〃	〃	〃	〃(1)及び	測定
〃	〃	〃	一二〇九検査	四号ハ
一四七	〃	〃	二〇四号ニ	公共用
〃	〃	〃	一五七公共の	

一四七ページ下段終りから五行目から一行目までを削除する。

平成二十四年三月十二日

福井県福井市松本四丁目一七番五号

相続財産管理人　井下恵美子

限定承認公告

本籍広島県竹原市忠海東町三丁目一二三二番地、最後の住所広島県竹原市忠海東町三丁目七番二〇号　被相続人　亡　小林　政和

右被相続人は平成二十三年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十九日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

広島県竹原市塩町二丁目二番三八号

相続財産管理人　小林　健司

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四六	上	終りから一	一一第二十六条及び	第二十六条、
〃	〃	〃	〃	百三十四
〃	〃	〃	七一三四	百三十七
〃	〃	〃	六一三七	(1)又は
〃	下	〃	一三(1)並びに	(1)若しくは
〃	〃	〃	〃(1)及び	測定
〃	〃	〃	一二〇九検査	四号ハ
一四七	〃	〃	二〇四号ニ	公共用
〃	〃	〃	一五七公共の	

一四七ページ下段終りから五行目から一行目までを削除する。

平成二十四年三月十二日

福井県福井市松本四丁目一七番五号

相続財産管理人　井下恵美子

限定承認公告

本籍広島県竹原市忠海東町三丁目一二三二番地、最後の住所広島県竹原市忠海東町三丁目七番二〇号　被相続人　亡　小林　政和

右被相続人は平成二十三年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十九日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

広島県竹原市塩町二丁目二番三八号

相続財産管理人　小林　健司

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四六	上	終りから一	一一第二十六条及び	第二十六条、
〃	〃	〃	〃	百三十四
〃	〃	〃	七一三四	百三十七
〃	〃	〃	六一三七	(1)又は
〃	下	〃	一三(1)並びに	(1)若しくは
〃	〃	〃	〃(1)及び	測定
〃	〃	〃	一二〇九検査	四号ハ
一四七	〃	〃	二〇四号ニ	公共用
〃	〃	〃	一五七公共の	

一四七ページ下段終りから五行目から一行目までを削除する。

平成二十四年三月十二日

福井県福井市松本四丁目一七番五号

相続財産管理人　井下恵美子

限定承認公告

本籍広島県竹原市忠海東町三丁目一二三二番地、最後の住所広島県竹原市忠海東町三丁目七番二〇号　被相続人　亡　小林　政和

右被相続人は平成二十三年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十九日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十二日

広島県竹原市塩町二丁目二番三八号

相続財産管理人　小林　健司

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四六	上	終りから一	一一第二十六条及び	第二十六条、
〃	〃	〃	〃	百三十四
〃	〃	〃	七一三四	百三十七
〃	〃	〃	六一三七	(1)又は
〃	下	〃	一三(1)並びに	(1)若しくは
〃	〃	〃	〃(1)及び	測定
〃	〃	〃	一二〇九検査	四号ハ
一四七	〃	〃	二〇四号ニ	公共用
〃	〃	〃	一五七公共の	

一四七ページ下段終りから五行目から一行目までを削除する。

ページ　段　行　誤　正

平成二十三年十二月十四日（号外第二百六十九号）公布環境省令第三十三号（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則）

（原稿誤り）

一四六ページ上段二四行目の次に次の表を加える。

附則別表（附則第二条関係）

一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの	一ng／㎥
一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの	五ng／㎥
一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの	十ng／㎥

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月九日付特第七号二ページ
調達第四八号四〇ページ

ジ●同月十二日付第五四号一二八ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）